

# 第1章 計画の改定にあたって

## 1 計画改定の背景と趣旨

### (1) スポーツ推進計画の策定

スポーツに親しみ、楽しむことは、体を動かすことによる爽快感だけでなく、心身の健全な発達や、健康・体力の維持増進、人と人との交流による地域の一体感や活力など、様々な効果をもたらします。

また、スポーツは、人間の可能性の極限を追求するという側面を有しており、スポーツに打ち込むひたむきな姿は、観る人にも夢や感動を与えるなど、豊かで活力ある社会の形成にも貢献するものです。

このように様々な効果を持つスポーツは、時代の流れとともに市民の意識が変容し、求められる役割も多様化しており、社会における重要性が大きくなっています。こうした中、平成23(2011)年8月、これまでのスポーツ振興法に代わり、スポーツに関する国や地方公共団体の責務、スポーツ団体の努力等を定めた「スポーツ基本法」が施行されました。

本市では、平成24(2012)年9月、「スポーツのまち・かわさき」として掲げる一体的な事業として、本市の様々なスポーツ事業・関連事業を総合的・体系的に位置付けた、「川崎市スポーツ推進計画」を策定し、市全体の関係各部署が一体となり、スポーツのまちの推進に取り組んできました。



「する」



「観る」



「支える」

## (2) スポーツ推進計画の改定にあたって

計画策定以降、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の開催決定や、国においては、平成 26（2014）年度から障害者スポーツに関する事業が厚生労働省から文部科学省に移管され、平成 27（2015）年 10 月にはスポーツの振興やスポーツ施策の総合的な推進を図ることを目的としたスポーツ庁が設置されました。また、平成 29（2017）年 3 月には、「第 2 期スポーツ基本計画」が策定されるなど、スポーツを取り巻く環境は大きく変化しました。

本市においても、最も上位に位置付けられる計画となる「川崎市総合計画」が平成 28（2016）年 3 月に策定され、スポーツ施策についても、障害のあるなしに関わらず、誰もが日常的にスポーツに親しめる環境づくりを進めるため、平成 29（2017）年度から、障害者スポーツの所管を福祉部門からスポーツ担当部門に移管し、スポーツ施策を総合的・一元的に推進することとしました。また、東京 2020 大会をダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（様々な人が自分らしく社会の中に混ざり合えること）の象徴と捉え、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指した分野横断計画の「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」を平成 28（2016）年 3 月に策定しました。

現行の計画（以下「現計画」という。）の策定から 5 年余が経過し、こうした社会情勢の変化に適切に対応するため、また、より効果的・効率的にスポーツのまちの推進を図るため、計画を改定します。

改正にあたっては、「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」に掲げるスポーツ分野の取組を推進するとともに、東京 2020 大会を契機とした取組が一過性とならないよう、市民のスポーツに対する機運や健康づくりへの関心を高め、スポーツの推進につながるよう「する・観る・支える」の観点から、具体的な取組を盛り込む計画とします。

## (3) 「スポーツのまち・かわさき」の推進

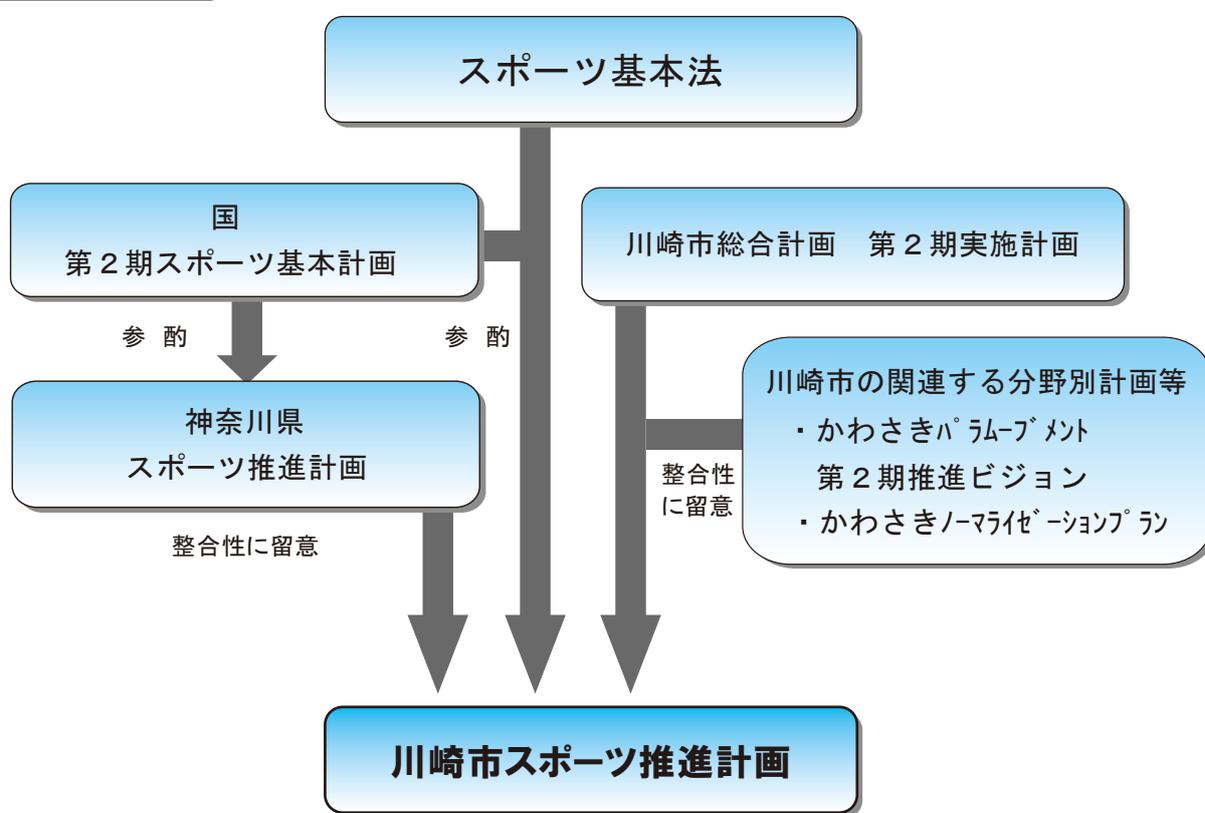
実践的な計画とするためには、行政だけではなく市民やスポーツ関係団体等を含む地域全体で取り組むことが引き続き必要不可欠となります。今後 4 年間のスポーツ推進の理念・方針を定め改定した「川崎市スポーツ推進計画」（以下、「本計画」）に基づき、行政と地域全体が一丸となり、誰もがスポーツに参加し、スポーツの楽しさを味わうことができる「スポーツのまち・かわさき」を推進し、市民の一人ひとりが健康で明るく、生きがいを持って活き活きと暮らすことができるまちを目指します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第 10 条に規定する「地方公共団体が定めるスポーツの推進に関する計画」として、スポーツ基本法の理念に則り、国のスポーツ政策の基本的方向を示す指針である「第 2 期スポーツ基本計画」を参酌して策定したものです。また、川崎市政の基本方針である「川崎市総合計画」をはじめ関連する分野別計画等との整合性を図っています。

なお、本計画は、本市においてスポーツを推進していくための分野別計画の 1 つであり、競技性の高いスポーツだけではなく、ウォーキングなどの体を動かす活動や、遊びの要素を取り入れながらスポーツとして行われるレクリエーションも含めて計画の対象とします。

計画の関連図



### 3 計画期間

現計画は、計画期間を平成 24（2012）年度～平成 33（2021）年度の 10 年間とし、期間を通じた基本理念、基本方針を定め、平成 24（2012）年 9 月に策定しました。

また、現計画では、策定から約 5 年間において総合的・計画的に取り組む施策を体系化しましたが、計画期間中における社会情勢の変化や、国や市の関連する計画等との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うこととしています。

平成 29（2017）年 3 月に策定された国の第 2 期スポーツ基本計画や、平成 30（2018）年度～平成 33（2021）年度を計画期間とする本市総合計画の第 2 期実施計画にあわせて、平成 33（2021）年度までの今後 4 年間に総合的・具体的に取り組む施策を体系化した計画として改定します。

